

可児市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

（目的）

第1条 本事業は、市民が参加する各種イベント等の主催者に自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸し出すことによって、心停止者の救命活動に備えるとともに、市民へAEDに身近に触れる機会を提供することにより、認知度・関心を高め、心肺蘇生法の受講促進を図り、公共・民間団体、企業等による各種施設へのAED設置を促し、もってAEDの普及を図ることを目的とする。

（貸出機器）

第2条 本事業の貸出機器は、市総務部防災安全課が所有するAEDとする。

（対象行事）

第3条 本事業で貸出対象とする行事は、市内で市民が参加して開催される各種イベント、スポーツ行事等で、事業の目的に照らして、貸出しが適当と認められるもの（以下「対象行事」という。）とする。

（対象団体）

第4条 本事業で貸出対象とする団体は、対象行事の主催者である団体で、公共・民間いづれであるかを問わない。

（貸出期間）

第5条 貸出期間は、対象行事が開催される期間及びその前後の期間とし、貸出しが重複しない範囲で決定する。

（貸出要件）

第6条 貸出要件は、医師等の医療従事者又は消防署その他の講習機関が実施する基本的心肺蘇生処置の講習（AEDの取扱方法を含む。）を修了した者が、対象行事の開催期間中、会場に常駐されていることとする。

（経費負担）

第7条 AEDの貸出料は無料とする。ただし、貸出期間中のAEDの運搬、維持管理等に要する経費は、貸出しを受けた団体が負担するものとする。

（AEDの管理等）

第8条 貸出しを受けた団体は、AEDを常に良好な状態で管理し、使用するものとする。

- 2 貸出しを受けた団体は、AEDを処分又は目的以外に使用してはならない。
- 3 貸出しを受けた団体は、AEDを転貸又は譲渡してはならない。
- 4 貸出しを受けた団体の責めに帰すべき理由により、AEDを故障、破損、紛失させた場合には、当該団体の負担においてこれを補償し、又は修理するものとする。

(貸出手続)

第9条 AEDの貸出しを受けようとする団体の代表者は、貸出希望日の前日（土日曜、祝日を除く）までに可児市自動体外式除細動器（AED）貸出申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、申請を受理したときは、その内容を審査し、申し込み順に貸出しの承諾・不承諾を決定し、その旨を代表者に通知するとともに、可児市自動体外式除細動器（AED）貸出整理台帳（別記様式第2号）（以下「整理台帳」という。）に必要事項を記載するものとする。

3 前項の承諾を受けた者が貸出しを受けるときは、整理台帳に受け取りの署名と日付を記入するとともに、身分を証明するものを提示することとする。

4 貸出しを受けた者は、貸出期間満了日（土日曜、祝日を除く）までに、指定された場所へAEDを持参し、可児市自動体外式除細動器（AED）使用実績報告書（別記様式第3号）を提出し、AEDの点検・確認を受けるものとする。

(返還)

第10条 市長は、特に必要と認めるときは、貸出期間中であってもAEDを返還させることができるものとする。

(庶務)

第11条 この事業の庶務は、可児市総務部防災安全課において処理する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。